

1 市民生活の復興	
方針	被災者の早期の住宅再建を支援するほか、地域コミュニティの維持・形成に配慮した、安全な生活環境を確保します。
施策ア	被災者の事情に十分配慮しながら、個人住宅再建のための支援を行います。
No. 1	災害公営住宅整備事業

事業目的

災害により住宅を失った被災者の居住の安定を図るため、低廉な家賃で入居できる公営住宅の整備。

事業主体

県、市

事業概要

- (1) 計画戸数 市：270戸、県：630戸 計900戸（予定）
- (2) 市の建設計画 H23年度 12戸
 H24年度 120戸
 H25年度 138戸
- (3) 種 類 集合住宅

※ 被害の大きかった地区を対象として、優先的に建設する予定であり、需要調査を実施しながら建設場所や建設戸数を決定。

事業期間

平成23年度～平成28年度

災害公営住宅イメージ図



1 市民生活の復興	
方針	被災者の早期の住宅再建を支援するほか、地域コミュニティの維持・形成に配慮した、安全な生活環境を確保します。
施策ウ	住宅の高台移転や宅地のかさ上げなどにより、津波などの災害にあわない安全な居住環境を整えます。
No. 2	防災集団移転促進事業

事業目的

住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害により居住に相当でないと認められる区域内にある住居の集団的移転の促進。

事業主体

市

事業概要

- (1) 災害により居住に相当でないと認められる移転促進区域を設定
- (2) 住宅団地を整備

10戸以上（移転しようとする住居の数が20戸をこえる場合には、その半数以上の戸数）の規模であることが必要

※ 新潟県中越地震被災地については5戸以上などに緩和する特例あり
- (3) 移転者に対する助成等について国土交通大臣と協議
- (4) 集団移転促進事業計画を策定

事業期間

平成 24 年度 ～ 平成 28 年度

補助対象

- (1) 補助率 3/4（現行）
- (2) 住宅団地の用地取得造成
- (3) 移転者の住宅建設・土地購入に対する補助（借入金の利子相当額）
- (4) 住宅団地の公共施設の整備
- (5) 移転促進区域内の農地等の買い取り
- (6) 住宅団地内の共同作業所等
- (7) 移転者の住居の移転に対する補助

2 産業・経済の復興	
方針	経済活動の早期再建を支援し、雇用の確保を図ります。
施策ア	仮設の工場や事務所の整備などにより、被災企業などの早期の事業再開を支援します。
No. 3	仮設店舗等貸与事業

事業目的

仮設店舗、仮設工場などを整備し、被災した中小企業などへ貸与することで速やかな事業再開を支援。

事業主体

中小企業基盤整備機構、市

事業概要

要請に基づき中小機構が仮設施設（店舗・事務所・工場など）を整備し、市を通じて被災した中小企業者に貸与。

事業期間

平成 23 年度～平成 24 年度（施設貸与は原則 2 年間）

事業実施予定地

	所在地	面積(m ²)	場所説明	建物形態	区画数	エントリー
1	三陸町綾里 字黒土田 103-1	980	総合運動公園(野球場) 駐車場	店舗	5	6月13日
2	末崎町 字小細浦 44-7	1,000	市営住宅中野団地跡地	店舗	12	6月13日
3	大船渡町 字茶屋前 57-5外	3,850	大船渡駅裏	店舗	36	6月13日
4	大船渡町 字地ノ森 35-16	1,250	大船渡病院公舎隣	店舗	10	6月22日
5	大船渡町 字野々田 21-2外	2,850	加茂神社道路向かい	店舗(飲食店)	24	6月22日
6	大船渡町 字永沢 21-1外	1,750	魚市場前	店舗兼作業場	4	6月22日
7	大船渡町 字野々田 19-1外	1,320	野々田踏み切り付近	店舗(飲食店)	20	7月8日
8	末崎町 字神坂 59-1	200	山岸冷蔵工場より山側	店舗・事務所	3	7月29日
9	大船渡町 字地ノ森 45-17外	1,300	旧マイヤ中央店隣、マルワ商店跡地外	店舗・倉庫	8	7月29日
10	大船渡町 字野々田 23-6	415	旧ラーメン専科の道路向かい	店舗	3	7月29日
11	大船渡町 字永沢 22-1外	500	魚市場前(南端のブロック)	店舗・事務所	4	7月29日
12	大船渡町 字永沢 17-4	477	魚市場前(北側ブロック)	工場、店舗	3	7月29日
13	三陸町綾里 字黒土田 17-3	2,250	山崎富治氏所有地	作業場	5	7月29日
14	三陸町綾里 字中曾根 89-4	232	綾姫ホール付近	作業場	3	7月29日
15	三陸町越喜来 字所通 21-14外	2,250	所通地区/平田橋付近	店舗・事務所	10	7月29日
16	盛町字内ノ目 14-8	167	広進クリーニング工場隣	店舗・倉庫	5	8月5日
17	大船渡町 字茶屋前 59-1	1,150	チトセ商会跡地	店舗	3	8月5日

2 産業・経済の復興	
方針	水産業の早期再建を図ります。
施策才	水産関連施設の防災機能の向上を図るほか、集約化などにより効果的に整備します。
No. 4	漁港関係施設等復旧事業（漁港施設）

事業目的

漁業の早期再開を目的に、地震や津波により被災した防波堤など漁港施設や、防潮堤など海岸保全施設等について、災害復旧工事を実施。

事業主体

県、市

事業概要

- (1) 防波堤、岸壁、臨港道路など漁港施設の災害復旧工事の実施
- (2) 防潮堤、門扉、水門など海岸保全施設の災害復旧工事の実施

事業期間

平成 23 年度 ～ 平成 28 年度

事業実施予定地

No.	漁港名	管理者	地 区
1	千歳	市	吉浜
2	扇洞	市	〃
3	吉浜	市	〃
4	増館	市	〃
5	小壁	市	越喜来
6	泊	市	〃
7	鬼沢	市	〃
8	小石浜	市	綾里
9	砂子浜	市	〃
10	野野前	市	〃
11	小路	市	〃
12	長崎	市	赤崎
13	合足	市	〃
14	蛸ノ浦	市	〃
15	碁石	市	末崎
16	泊里	市	〃
1	大船渡	県	大船渡・末崎
2	門の浜	県	末崎
3	綾里	県	綾里
4	越喜来	県	越喜来
5	崎浜	県	〃
6	根白	県	吉浜

3 都市基盤の復興	
方針	被災した都市基盤施設を早期に復旧するとともに、防災機能向上のために必要な整備を行います。
施策ア	道路・河川、港湾施設などを復旧します。
No. 5	道路復旧事業

事業目的

地震、津波により被災した道路・橋梁の復旧。

事業主体

県、市

事業路線

- ◆県道
 - ・主要地方道大船渡綾里三陸線、主要地方道大船渡広田陸前高田線、県道崎浜港線、県道丸森権現堂線、県道碁石海岸線
- ◆市道
 - ・日頃市地区
 - 舟野線、大森線、沼川大森線、下甲子3号線、郷道2号線、長安寺板用線外2路線
 - ・立根地区
 - 野尻萱中2号線
 - ・猪川地区
 - 大船渡高校北線
 - ・大船渡地区
 - 野々田川口橋線、地ノ森2号線、宮ノ前下平線、宮ノ前砂子前線外24路線
 - ・末崎地区
 - 高清水鶴巻線、山岸海岸線、平林大田線、作沢大田線、小細浦線外15路線
 - ・赤崎地区
 - 亀井田1号線、後ノ入線、跡浜6号線、生形7号線、跡浜山口線外3路線
 - ・蛸ノ浦地区
 - 清水山手線、蛸ノ浦合足線、合足海岸線
 - ・綾里地区
 - 小路漁港線、田浜線、綾里線、白浜海岸線、小石浜砂子浜線、白浜海岸線外17路線
 - ・越喜来地区
 - 三陸駅小泊線、河内線、浪板漁港線、大塩線、浦浜川東側添線、小壁線外19路線
 - ・吉浜地区
 - 吉浜海岸線、吉浜漁港線、水口線、扇洞線、増館線、大窪線、千歳線外4路線

事業期間

平成23年度～平成25年度

3 都市基盤の復興	
方針	被災した都市基盤施設を早期に復旧するとともに、防災機能向上のために必要な整備を行います。
施策ア	道路・河川、港湾施設などを復旧します。
No. 6	道路新設・改良事業

事業目的

高台や防災拠点へのアクセス道路、災害時の避難路、緊急車両が進入できない狭隘道路、地盤沈下により冠水する道路などの整備。

事業主体

県、市

事業概要

(1) 高台、防災拠点へのアクセス道路及び県道の整備

- ・ 三陸復興道路整備事業による水産業の復興を支援する県道整備（岩手県復興計画）
主要地方道大船渡広田陸前高田線、主要地方道大船渡綾里三陸線、県道碁石海岸線、
県道崎浜港線
- ・ 市道の整備
田茂山明神前線、市役所庁舎前線、盛小学校線、富岡線

(2) 災害時の避難路、緊急車両が進入できない狭隘道路の整備

- ・ 市道の整備
野々田川口橋線（新田地内）、大船渡北小学校線、永沢線、砂子前線、細浦地区避難
路、平林大田線、小細浦中野線、三十刈線、山田線、山口 6 号線、沢田宮野線、山口
線、大洞線、蛸ノ浦小学校線、鳥沢線、石浜海岸線、道合大久保線、小石浜海岸線、
矢作地区～小南地区避難路（越喜来）、浦浜地区避難路、吉浜中学校線、根白滝の沢
線、関谷轆轤石線、中井下欠線、猪川保育園線など

(3) 地盤沈下により冠水する道路などの整備

- ・ 多重防災型まちづくり推進事業による県道整備（岩手県復興計画：「まちづくり連携道
路整備事業」）
- ・ 市道蛸ノ浦合足線、市道下平線、市道野々田川口橋線など

事業期間

平成 23 年度 ～ 平成 32 年度

3 都市基盤の復興	
方針	被災した都市基盤施設を早期に復旧するとともに、防災機能向上のために必要な整備を行います。
施策ア	道路・河川、港湾施設などを復旧します。
No. 7	林道整備事業

事業目的

災害発生時における主要道（国、県道及び市道）不通の事態を回避するため、主要道を補完する迂回路としての林道整備。

事業主体

県、市

事業概要

(1) 内容

東日本大震災の津波や地震の影響により、主要道が通行不能となった地区において、災害発生時において主要道の迂回路となる林道の整備を実施する。

① 林道平根線	三陸町越喜来字小出～三陸町吉浜平根の区間に開設 施工延長約 5,500m
② 林道甫嶺線	三陸町越喜来字鬼沢、甫嶺地区内に開設 施工延長約 6,000m

(2) 事業費負担割合

国、県において全額助成を想定

事業期間

平成 23 年度 ～ 平成 27 年度

